

第4回違法伐採総合対策推進協議会  
議事概要

日時：2008（平成20）年3月21日（金）13:30～15:45

場所：虎ノ門パストラル 「けやき」

1. 開会
2. 挨拶           全木連（後藤副会長）  
                  林野庁（森田木材貿易対策室長）

3. 委員の紹介、資料確認
4. 座長指名 大熊委員を座長に選出

座長挨拶：今回の会議では、2年目の事業の報告と3年目の進め方を議論していただきたい。合法木材の流れは少しずつ動き出しているようだが、合法木材をビジネスとして成立させることができるかが市場に広がっていくためには重要になる。今後、どのようにしてその方向に持っていくことができるか、委員の皆さんにご議論いただきたい。

5. 議事

①平成19年度の違法伐採総合対策推進事業の実行結果等について

事務局より、資料とパワーポイントの発表資料にもとづき今年度の事業の実施結果概要（事例調査事業、検証調査事業、普及・啓発事業）と合法木材事業者認定団体および認定事業者数、合法木材・木製品の取り扱い実績、および環境省から発表された平成18年度の政府調達実績の説明があった。

<主な意見と質疑>

- 合法木材供給のシステムが整ったということと実際にモノが動くということとは違うということがわかった。国産材ならすぐにでも100%合法木材として流通するかと思ったが、供給実績の割合はまだ少ない。需要側、供給側双方に誤解があったり、理解が浸透していないところもあるようだ。
- （事務局）供給実績の調査に当たっては、認定団体からデータを集め集計したが、実績を報告するほうにも誤解等があり、その点を厳しく調べて不明確なところは除いて積み上げたデータなので合法木材の割合が少なくなったということもある。
- 数字だけを見ると、まだまだという感じもするが数字に現れてこない効果があることも確かである。今までは、口頭ですんでいた出所の確認も、証明書が必要ということになると意識も高まり、特に外材に対しては今まではほと

んど意識もしてこなかった原産地の確認について注意を向けるようになったのは重要なことである。

○これまで 2 年間やってきてどんな効果があったのか、その実績と調査検証事業等の結果をみて、3 年目の進め方を検討してもらいたい。現状では、合法性証明の信頼性という点で大きな疑問があると考え。調達に際しては、国が購入するものはすべて合法木材であることを義務付けるぐらいのことをやってもこの問題に取り組んでほしい。また、供給事業者もニーズがないから出荷しないということではなく、自ら申請して認定事業者になったのだから、強い意思を持って供給に取り組んで欲しい。

○実行に移すための課題がまだまだたくさんある。本気で取り組むための具体的な方法が必要であるということ。

財務省：財務省でも、外国で違法に伐採されたものを税関でどうやってチェックしていくのか検討しているが、現物を見ただけではそれが違法かどうかはわからない。どういうスキームで合法・違法の判断をしていくのかを決めることが必要である。ラミンについては、ワシントン条約で取引が規制されるようになって対策がとられている。その他のものについても、2 国間・多国間でスキームが合意できれば、我々としてもそれに従うべく努力したい。

○例えば、まずはインドネシアと 2 国間の協定を結んで、輸出国の新しい制度で出てきたものだけを認めるという対策を立てて進めて欲しい。省庁横断的に対策を立てて進めて欲しい。

外務省：対策をとるにしても、WTO や第三国を経由した迂回貿易の問題、また技術的な問題もあり効果的な解決策の処方箋を見いだせていない。現在は他国の取り組みを注視しているところであるが、課題であることは認識しており、もう少し時間をかけて検討していきたい。

○他国との協力ということになると難しいことが生じてくるが、我々の自国内でできる対策について考えると、国内で流通するものにすべて合法証明書をつけるよう努力することならできる。木材は普段から一般の人の目に触れるといったものではないが、選ぶときに目の前に証明書の付いている木材がないと選ばうにも選ばない。そういう状況を作っていくための体制作りが必要である。他国との枠組み作りは難しくても、国内のマーケットが整備できれば日本に輸出してくる国もそれに合わせて日本に出してくることになり、普及は加速度的に進むのではないか。

○木材業界も国産材にはすべて合法証明書をつけて出すようにしようとやってきた。これは、義務ではないので合法木材の価値を認識して買ってくれる人がいなければなかなか市場に出る量も増えていかない。普及を早めるには、合法木材の調達にインセンティブを与えるような施策が必要となる。

## ②今後の事業の進め方について

事務局より資料にもとづき説明があった。G8 サミットが 6 月に日本で開催されることになっており、それにあわせて「G8 サミット Gohowood セミナー」が東京で開催されることが予定されている、との説明があった。

<主な意見、質疑>

- 合法木材のマーケットを作っていくことが重要である。事業者のメリットがないと供給が進まないが、需要者にとってもメリットがあることが必要である。
- 地方では、地元の県産材を使って家を建てると税制上の優遇措置があったり補助が出たりする制度がある。合法木材についてもこのような施策が可能か、幅広く公平に利益が得られる措置かを見極めなくてはならない。
- 業者が合法木材を使ってくださいと顧客に言うと、それなら今までは違法材だったのかという風に受け取られかねない。難しいところである。国や業界団体がどうやって絡んで実需に結びつける活動ができるか考えるべき。
- 建設業の立場から言うと、木材の使用は建築用型枠が量的に一番多い。型枠は商社経由で購入しており、合法性の証明書だけでなくマークがついていれば我々もモノを見ただけで確認することができる。
- 製材の JAS 品が普及しないのは、義務にしていないから。合法木材についても義務化すれば一気に進むと考えられる。3 年目の活動は、その方向に持っていくことも含めた検討をしても良いのでは。
- 本来は、違法材を締め出して合法木材だけを流通させるようにするのが筋だが、このシステムは合法性の証明が必要であるということであり、良いことをしている事業者がコストをかけて普及させていくという本来あってはならないやり方である。どうしても合法性の証明が必要であるというのなら、できる限りコストをかけずに簡単にできる仕組みにすべき。

## ③第 3 回違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会の議事概要（報告）

事務局より、資料にもとづき、3 月 12 日に開催された証明方法検討部会での議論について概要の説明があった。また、環境省より、フェアウッド・キャンペーンと共同で「木材調達におけるグリーン化普及啓発キャンペーン」を実施する予定であることの補足説明があった。

—了—